

奈良県宿泊施設誘致営業資料作成業務に係る審査採点表

| 審査項目 | | 審査基準 | | 配点 |
|--------|--------|--|--|-----|
| 業務遂行能力 | 業務理解度 | 本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか | | 5 |
| | 業務実績 | 同種（データの収集・分析）・同規模（契約金額が本プロポーザルにおいて提出する参考見積と同等以上）の業務を実績した実績があり、本業務成果を期待できるか | | 5 |
| | 実施手順 | 業務実施手順は適切であるか | | 5 |
| | 実施体制 | 業務内容を実現するための適正な実施体制が具体的に示されているか | | 5 |
| 企画提案内容 | 業務実施内容 | 評価テーマ1： 対象地域の設定 | ・対象地域の設定理由について、提案事業者の知見に基づいた論理的な説明がなされているか | 10 |
| | | 評価テーマ2： 誘致営業資料の作成 | ・宿泊施設立地・投資関係事業者（デベロッパー、オペレーター等）の対象地域への関心を効果的に引き出す資料項目が示されているか。またその根拠が、提案事業者の知見に基づき明確に示されているか | 25 |
| | | 評価テーマ3： データの収集・分析 | ・評価テーマ2で提案する誘致営業資料を作成するにあたり、必要なデータの種類及び収集方法、並びに分析方法について明確に示されているか | 20 |
| | | 評価テーマ4： 需要見込についての分析 | ・対象地域における今後の宿泊需要見込についての分析手法について、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした着眼点が見られ、具体的な提案があるか | 15 |
| 経費 | 経費見積 | 経費は妥当な金額になっているか | | 10 |
| 合計 | | | | 100 |

○提案者が2者以上ある場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します

○提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定します。

○審査は5段階評価において行い、5段階評価に係数を掛けたものを点数とします。
（5 非常に優れている 4 優れている 3 普通 2 劣っている 1 非常に劣っている）

○業務実績は、過去3ヶ年（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に完了した、国、地方公共団体から受注した同種・同規模の業務の元請実績を評価する。
（0件：1点 1件：2点 2件：3点 3件：4点 4件以上：5点）

○経費見積は予定価格に対する見積金額の割合で審査を行います。
例： 6点（98%＜見積金額≤100%） 7点（96%＜見積金額≤98%）
8点（94%＜見積金額≤96%） 9点（92%＜見積金額≤94%）
10点（見積金額≤92%）